

大口町告示第70号

(仮称) 大口町子ども条例制定検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和5年6月26日

大口町長 鈴木雅博

(仮称) 大口町子ども条例制定検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町の子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助の推進を目的とした、(仮称) 大口町子ども条例(以下「条例」という。)の制定に向けて、必要な提言を得るため、(仮称) 大口町子ども条例制定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 条例の基本的考え方に関すること。
- (2) 条例に盛り込む内容等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 関係団体代表者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から条例の公布の日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたと

きは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員総数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開催することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

3 委員長は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係職員等を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部こども課において処理する。

(その他必要事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。